

## 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等の認定要領

制 定：令和4年（2022年）12月23日 農政第1059号  
改 正：令和6年（2024年）4月18日 食政第140号  
改 正：令和7年（2025年）4月28日 食政第141号

### 1 目 的

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条又は第21条に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定実施計画」という。）のうち、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号。以下「令」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「施行規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドラインの制定について（令和4年9月15日付け4環バ第161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年（2022年）12月23日北海道、全道179市町村。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、知事が行うこととされている事務のうち、実施計画及び特定実施計画（以下「実施計画等」という。）で事業活動を行う場所（ほ場等。以下「事業活動場所」という。）の所在する区域の全部が、一の総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が管轄する区域内にある場合、当該実施計画等に係る事務については、北海道事務決裁規程（昭和41年4月1日訓令第3号）第8条に基づき、当該総合振興局長等が行うものとする。

### 2 実施計画及び特定実施計画（以下「実施計画等」という。）の認定申請

#### （1）実施計画等認定の対象となる農林漁業者

##### ア 実施計画の認定の対象となる農林漁業者

法第2条第4項及び基本計画第3章第2項に基づく環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者とする。

##### イ 特定実施計画の認定の対象となる農林漁業者

法第2条第4項及び基本計画第3章第3項に基づく特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者とする。

## **(2) 実施計画等の様式**

### **ア 実施計画の様式**

別記第1号様式とする。

### **イ 特定実施計画の様式**

別記第2号様式とする。

### **ウ 実施計画及び特定実施計画をまとめて申請する場合の様式**

別記第3号様式とする。

## **(3) 認定の申請**

### **ア 協同組合等の組合員**

農業協同組合や漁業協同組合、森林組合（以下「協同組合等」という。）の組合員で実施計画等の認定を申請しようとする者（以下「組合申請者」という。）は、別記第4号様式、別記第5号様式、又は別記第6号様式（以下「認定申請書」という。）に2の（2）の様式及び必要な資料等を添付し、別記第7号様式により事業活動場所を管轄する協同組合等の長に提出するものとする。

事業活動場所が複数存在し、二以上の協同組合等、市町村に所在する場合、組合申請者は、主たる事業活動場所を管轄する協同組合等の長に別記第7号様式により提出するとともに、従たる事業活動場所を管轄する協同組合等の長、市町村長に別記第8号様式を送付するものとする。

### **イ 協同組合等の組合員以外**

協同組合等の組合員以外のもので実施計画等の認定を申請しようとする者（以下「員外申請者」という。）は、認定申請書に2の（2）の様式及び必要な資料等を添付し、事業活動場所を管轄する市町村長に提出するものとする。

事業活動場所が複数存在し、二以上の市町村に所在する場合、組合員以外申請者は、主たる事業活動場所を管轄する市町村長に別記第7号様式より提出するとともに、従たる事業活動場所を管轄する市町村長に別記第8号様式を送付するものとする。

### **ウ 協同組合等による確認**

2の（3）のイにより認定申請書の提出を受けた協同組合等の長は、必要に応じ現地調査を実施し、実施計画等の内容を確認の上、別記第9号様式により主たる事業活動場所を管轄する市町村長へ進達するものとする。

### **エ 市町村による確認**

2の（3）のイ又はイにより認定申請書の提出を受けた市町村長は、必要に応じ現地調査を実施し、実施計画等の内容を確認の上、別記第12号様式により総合振興局長等へ進達するものとする。

なお、農業に関する認定申請書の提出があった市町村長は、事前に所管する農業改良普及センター所長又は支所長（以下「普及センター所長等」という。）に別記第10号とともに計画書を送付し、指導・助言を受け、実施計画等の達成が見込まれると認められた時は、別記第11号様式を別記第12号様式に付して、総合振興局長等へ進達す

るものとする。

事業活動場所が複数存在し、二以上の農業改良普及センターに所在する場合、主たる事業活動場所を管轄する農業改良普及センターの指導・助言等を受けるものとする。

また、事業活動場所が複数存在し、二以上の総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）に所在する場合、市町村長は、主たる事業活動場所を管轄する総合振興局長等を経由の上、知事に別記第 12 号様式により提出するとともに、従たる事業活動場所を管轄する総合振興局長等に別記第 13 号様式により送付するものとする。

#### **オ 農業改良普及センターによる指導・助言及び確認**

2の（3）のエにより、市町村から農業に関する認定申請書の送付を受けた普及センター所長等は、別記第 11 号様式により意見を付して市町村に回答するものとする。

事業活動場所が複数存在し、二以上の農業改良普及センターに所在する場合、主たる事業活動場所を管轄する農業改良普及センターは、実施計画等の達成が見込まれる場合、計画書内容を従たる事業活動場所を管轄する農業改良普及センターに送付する。

普及センター所長等は、組合申請者及び員外申請者（以下「申請者」という。）より指導・助言等を求められた場合、必要に応じ現地調査を実施し、実施計画等に対する指導・助言を行うとともに実施計画等の達成の見込み等の意見を実施計画等の意見欄に記入するものとする。

### **3 実施計画等の認定等**

#### **（1）実施計画等の認定**

知事又は総合振興局長等（以下「知事等」という。）は、実施計画等の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、法第 19 条第 5 項又は法第 21 条第 5 項に適合すると認めた場合は、別記第 14 号様式又は別記第 15 号様式（以下「認定通知書」という。）により認定するものとする。

#### **（2）関係機関・団体への協議等**

##### **ア 農林水産大臣への協議**

知事等が 3 の（1）により実施計画等の認定を行う場合において、法第 19 条第 6 項、法第 21 条第 6 項第 1 号、同項第 3 号又は同条第 12 項の規定により農林水産大臣へ協議する場合、知事等は、別記第 15 号様式、別記第 16 号様式又は別記第 17 号様式により（総合振興局長等にあつては、知事を経由の上）、農林水産省北海道農政事務所に協議するものとする。

##### **イ 指定市町村の長への協議**

知事等が 3 の（1）により特定実施計画の認定を行う場合において、法第 21 条第 6 項第 2 号の規定により指定市町村の長へ協議する場合、知事等は、別記第 19 号様式により（知事にあつては、総合振興局長等を経由の上）、指定市町村に協議するものとし、指定市町村は、別記第 20 号様式により回答するものとする。

##### **ウ 農業委員会等への意見聴取**

知事等が3の(1)により農業に関する特定実施計画の認定を行う場合において、法第21条第13項の規定により農業委員会(農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村)へ意見を聴く場合、知事等は、別記第21号様式により(知事にあつては、総合振興局長等経由の上)、当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会に照会するものとし、農業委員会は、別記第22号様式により回答するものとする。

#### **エ 関係市町村長への意見聴取**

知事等が3の(1)により特定実施計画の認定を行う場合において、法第21条第17項の規定により関係市町村長へ意見を聴く場合、知事等は、別記第23号様式により(知事にあつては、総合振興局長等を経由の上)、関係市町村長全てに照会するものとし、関係市町村長は、別記第24号様式により回答するものとする。

#### **オ 株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)への情報提供等**

##### **(ア) 日本公庫への情報提供**

知事等は、法第23条の規定による農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)の規定の適用(以下「農業改良資金」という。)又は法第26条の規定による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の規定の適用(以下「畜産経営環境調和推進資金」という。)による資金の貸付が含まれる実施計画等を受理、又は相談を受けた場合、別記第25号様式により(総合振興局長等にあつては、知事を経由の上)、日本公庫農林水産事業本部北海道地区総括課に通知するものとする。

##### **(イ) 申請者への助言及び指導**

知事等が3の(2)のオの(ア)により情報提供を行う場合、知事等は、申請者に対し、情報提供を行うこと及び日本公庫へ相談を行うよう、2の(3)で経由した関係機関・団体を經由して別記第26号様式により通知するものとする。

### **(3) 認定の通知**

#### **ア 組合申請者の認定**

知事等が組合申請者の実施計画等の認定を行ったときは、別記第27号様式により(知事にあつては、関係総合振興局長等を経由の上)、2の(3)で経由した協同組合等を経由して、認定通知書を組合申請者に交付するものとする。

#### **イ 員外申請者の認定**

知事等が員外申請者の実施計画等の認定を行ったときは、認定通知書を直接(知事にあつては、関係総合振興局長等を経由の上)、員外申請者に交付するものとする。

#### **ウ 関係機関・団体への通知**

知事等は、認定を受けた者(以下「認定者」という。)について、別記第28号様式により(知事にあつては、総合振興局長等を経由の上)、関係市町村長、関係協同組合の長(当該申請者への交付の際に経由した協同組合等を除く)へ通知するものとする。

また、農業に関する認定にあつては、関係普及センター所長等へ通知するものとする。

る。

なお、知事等が法第 21 条第 18 項の規定により関係市町村長に通知するときは、別記第 29 号様式により（知事にあつては、関係総合振興局長等を経由の上）、通知するとともに、同条第 19 項の規定により農林水産大臣に通知するときは、別記第 30 号様式により（総合振興局長等にあつては、知事を経由の上）、通知するものとする。

#### **(4) 認定番号**

認定通知書に記載する認定番号は別表のとおりとする。

### **4 実施計画等の不認定**

知事等は、認定要件に適合しないと判断した場合、認定をしない理由を別記第 31 号様式により 3 の (3) に準じて申請者に通知するとともに、関係機関・団体に通知するものとする。

なお、認定をしない理由は、法第 19 条第 5 項又は法第 21 条第 5 項に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載するものとする。

### **5 実施計画等の変更等**

#### **(1) 変更認定の申請**

認定者は、法第 20 条第 1 項又は法第 22 条第 1 項の規定により実施計画等を変更しようとするときは、別記第 32 号様式により 2 の (3) に準じ、知事等に申請するものとする。

申請書には、変更後の実施計画及び別記第 33 号様式、その他必要な書類を添付するものとする。

#### **(2) 実施計画等の変更の認定**

実施計画等の変更の認定については、3 の規定を準用するものとし、準用する 3 の (2) のエにあつては関係市町村長が追加される場合、当該関係市町村長の意見を聴取するものとする。

なお、変更内容に農業改良資金又は畜産経営環境調和推進資金他公庫関係資金の貸付が含まれない場合、3 の (2) のオに準じた日本公庫への通知は行わないものとする。

#### **(3) 軽微な変更**

認定者は、法第 20 条第 2 項又は法第 22 条第 2 項の規定により実施計画等の軽微な変更があった場合、別記第 34 号様式により、遅滞なく 2 の (3)（普及センター所長等の指導・助言及び従たる事業活動場所を管轄する普及センター所長等への別記第 8 号様式による送付を除く）に準じ、知事等に届け出るものとする。

### **6 認定の取消し**

#### **(1) 知事等の指導・助言**

知事等は、認定者が 3 の (1) の規定により認定を受けた実施計画等（5 の (2) の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に基づく環境負荷低減事業活

動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていない場合又は行っていないおそれがある場合、必要に応じて関係機関・団体と連携し、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、その改善が見込まれない場合、当該認定の取消しを行うこととする。

## **(2) 関係機関・団体への意見聴取**

知事等は、透明性を確保する観点から、別記第 35 号様式により実施計画等の審査に関与した関係機関・団体の意見を聴取した上で認定を取消すものとし、関係機関・団体は、別記第 36 号様式により回答するものとする。

## **(3) 認定の取消し**

知事等は、実施計画等について、法第 20 条第 3 項又は法第 22 条第 3 項の規定により、認定の取消しを行うことが必要であると認めた場合、北海道行政手続条例（平成 7 年北海道条例第 19 号）に基づく不利益処分の手続きを経たうえで取消すことを決定し、別記第 37 号様式により、3 の（3）に準じて認定者に通知するとともに、関係機関・団体に通知するものとする。

## **(4) 自発的な認定の取消しの申出**

### **ア 認定者による申出**

認定者は、災害その他の事情により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になった場合、5 の（3）に準じて知事等に認定の取消しを申し出るものとする。

### **イ 認定の取消し**

知事等は、6 の（4）のアによる申出があった場合、6 の（3）に準じて取消しを行うものとする。この場合の認定の取消しは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号のハに該当すると考えられることから、不利益処分には当たらないと解される。

## **(5) 関係市町村による情報提供**

関係市町村は、認定者が 3 の（1）の規定により認定を受けた特定実施計画（5 の（2）の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に基づく特定環境負荷低減事業活動を行っていない場合又は行っていないおそれがある場合、別記第 38 号様式により、知事等にその旨を情報提供するものとする。

この際、知事への報告にあつては、関係市町村を管轄する総合振興局長等を経由するものとする。

## **7 報告徴収**

### **(1) 認定者からの報告**

認定者は、実施計画等の実施期間中は毎年 4 月 30 日までに別記第 39 号様式により、2 の（3）（普及センター所長等の指導・助言及び従たる事業活動場所を管轄する普及センター所長等への別記第 8 号様式による送付を除く）及び（4）に準じ、知事等に実施計画等の実施状況を報告するものとする。

## **(2) 総合振興局等からの報告について**

7の(1)により提出のあった総合振興局等は、毎年5月31日までに知事(農業者においては農政部食品政策課、林漁業者においては水産林務部総務課)に報告する。

総合振興局等より報告を受けた水産林務部は速やかに農政部食品政策課に報告する。

## **8 台帳**

知事等は、別記第41号様式により台帳を備え付け、認定者毎にその認定、変更(軽微な変更を含む)及び取消しについて、その都度必要な事項を記載するものとする。

なお、総合振興局長等にあつては、毎年度5月31日までに、前年度までの認定等について記載した台帳の写しを知事に提出するものとする。

## **9 認定実施計画等の指導等**

知事等は、市町村長、協同組合等の長(組合申請者のみ)及び普及センター所長等関係機関・団体と十分連携して、認定者に対して、認定実施計画等が達成されるよう積極的に必要な助言・指導に努めるものとする。

## **10 その他**

この要領に定めのない事項は、別途、食の安全・みどりの農業推進監が定める。

### **附則(令和4年12月23日 農政第1059号)**

この要領は、令和5年1月4日から適用する。

### **附則(令和6年4月18日 食政第140号)**

この要領は、令和6年4月19日から適用する。

### **附則(令和7年4月28日 食政第141号)**

この要領は、令和7年4月29日から適用する。ただし、改正前に受理した実施計画等については、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 別表

### 【認定番号の付し方】

認定権者	認定番号の付し方	例示
知事認定	北海道第（認定年度）－（番号）号 ※認定年度のうち年号は、最初の一文字を付す。 番号は、年度毎に1から順に付す。	北海道第令4－1号 ※令和4年度知事認定1件目の場合 北海道水第令7－1号 ※林漁業者の認定においては、知事の後に水（または林）をつける。
総合振興局長等認定	（振興局名）第（認定年度）－（番号）号 ※認定年度のうち年号は、最初の一文字を付す。 総合振興局等の名称から、総合振興局又は振興局を除いて記載。 番号は、年度毎に1から順に付す。	空知第令4－1号 ※令和4年度空知総合振興局長認定1件目の場合 空知林第令7－1号 ※林漁業者の認定においては、振興局の後に水（または林）をつける。

※変更の認定の場合は、変更前の認定番号で認定する。

※再認定の場合は、新たな認定番号で認定する。